

基本計画(修正素案)

第7回審議分

15. 住まい

19. 計画的な都市づくり

20. 道路・交通

21. 汚水処理

22. 自然との共生

23. 環境負荷の低減

《1. 現状と課題》

- 本市は、人口増加に伴い総住宅数や世帯数が増加する中、高齢者世帯の増加や世帯当たり人員の減少が進んでおり、住まいに対するニーズが多様化しています。本市では、地域包括ケアシステムにおける住まいの分野として、住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境の整備に取り組んでいます。

【住宅セーフティネットの充実】

- 住宅・土地統計調査結果によると、本市の最低居住面積水準^(注1)未達の世帯の割合は、平成 25(2013)年の 11.7%から平成 30(2018)年の 6.3%へと大きく改善しています。一方で、高齢者だけでなく、低額所得者や障害のある人、外国人などの住宅の確保に配慮を要する世帯が増加傾向にあるほか、居住ニーズも多様化しています。
- 本市では、市営住宅の供給や、高齢者の住み替え、親世帯・子育て世帯の近居同居の支援を行うほか、平成 29(2017)年度に設立された船橋市居住支援協議会^(注2)に相談窓口「住みいるサポート船橋」を設置し、民間賃貸住宅への入居支援を行っています。高齢者世帯や子育て世帯をはじめ多様化する居住ニーズに対応するためには、住宅セーフティネット^(注3)の充実を図る必要があります。

【住宅ストックの適正な管理と質の向上】

- 住宅・土地統計調査結果によると、平成 30(2018)年の市内の総世帯数 27.7 万世帯に対して総住宅数は 31.0 万戸であり、住宅ストックの量は充足しています。また、高齢者向け住宅の数は増加しているものの、住宅のバリアフリー化率はほぼ横ばいで推移しています。
- 本市は、市民の約2割が持ち家の共同住宅に居住し、全国や県に比べて割合が高い状況ですが、建物の高経年化と入居者の高齢化が進行しており、管理の担い手不足、管理費や修繕費用の不足など、維持管理に課題を抱えるマンションが増加しています。本市では、マンション管理に関する専門家や千葉県と連携して、マンション管理組合による適切な維持管理を支援しています。
- 本市の空き家率は、**住宅・土地統計調査結果**によると、平成 30(2018)年で 10.4%と**全国**の 13.6%に比べて低いものの、本市の空き家戸数は平成 20(2008)年の 29,560 戸から平成 30(2018)年の 32,120 戸へ増加しています。本市では、周囲に悪影響を及ぼしている空き家の解消のため、空き家の所有者等に対する助言・情報提供等を行っていますが、管理不全の空き家の増加が懸念されています。

《2. 施策の方向》

施策1 住宅セーフティネットの充実

居住ニーズが多様化する中でも、住宅確保要配慮者^(注4)が安心して暮らせるよう、市営住宅や民間賃貸住宅の住まいと入居・生活支援に係るサービス等を一体的に提供する、住宅セーフティネットの充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 高齢者の住み替えや親世帯と子育て世帯の近居同居の支援
- ◆ 市営住宅の適正供給・住宅確保要配慮者の優先入居
- ◆ 住まいるサポート船橋における民間賃貸住宅への入居支援(居住支援協議会)

施策2 住宅ストックの適正な管理と質の向上

各世帯が長期にわたって住み続けられ、次世代に引き継がれる良質な住宅ストックを形成するため、住宅のバリアフリー化を支援するほか、マンション管理の適正化を促進します。

管理不全の空き家の発生の予防・解消のため、空き家の適切な管理の促進とともに、有効活用の手法の検討・実施を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 住宅バリアフリー化の支援
- ◆ 分譲マンション管理組合による主体的な維持管理の促進
- ◆ 空き家の相談体制の整備や情報発信

《1. 現状と課題》

- 本市では、都市計画に関する基本的な方針を定めるものとして、「船橋市都市計画マスタープラン」を策定し、「交流により発展し便利で住みよい都市づくり」、「誰もが安全・安心・快適に暮らせる都市づくり」、「自然と人と産業が調和した都市づくり」を目標に掲げ、都市づくりに取り組んでいます。

【持続可能なまちづくり】

- 本市は、鉄道駅を中心として市街化が図られ、市街化区域のほぼ全域が DID 地区(人口集中地区)^(注1)で、かつ、**市域の6割を占める市街化区域の中に9割以上の市民が居住しており、コンパクトな市街地が形成されています。**一方で、市街化調整区域において、宅地開発により鉄道駅から遠く公共交通利便性の低い**場所**でも市街化が進んでおり、宅地化の抑制等を含めた適切な土地利用の方法を検討する必要があります。
- 将来的に人口減少が見込まれる地域では、バス・鉄道等の運行本数や生活に必要となる施設が減少する等、生活の利便性が損なわれることが懸念されています。
- **今後は、さらなる少子高齢化の進行や将来的な人口減少の状況下においても、本市の利便性や賑わいを維持・充実することが求められています。**

【良好な市街地の整備】

- JR 船橋駅周辺と臨海部は連続性に欠けており、相互エリアを結ぶ回遊性の向上が課題となっています。また、臨海部は、商業施設や集合住宅等が集積しており、利便性が高いエリアとなっていますが、地域の核となる JR 南船橋駅前の土地活用が図られていないことから、まちとしての繋がりが希薄となっています。本市では、新たな回遊性を創出するとともに、地域が一体となる臨海部の玄関口を形成するためのまちづくりを進めています。
- 海老川上流地区は、本市の中央部に位置し、中心市街地にも近く、東葉高速線を有する地理的利点がある一方、**休耕地が増えるとともに、宅地や墓地、資材置き場、作業場等が混在した土地利用が進んでいます。**本市では、この地区に市立医療センター移転や新駅誘致を核とした新たなまちづくりを進め、ふなばしメディカルタウン構想^(注2)の実現を目指しています。
- 新京成線二和向台駅周辺は、商業施設や公共施設が立地しており、北部地域の玄関口として高いポテンシャルを有する一方、**道路や公園等の都市基盤整備が不十分である**という課題があります。本市では、同地域の市街地環境を改善するため、平成 29(2017)年度に駅南側の国有地を取得し、活用方法を検討しています。
- JR 船橋駅周辺は、本市の地域経済や市民活動の中心として重要な役割を担っていることから、本市では、市街地再開発と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、都市機能が集積する交流拠点の形成を図っています。しかしながら、細分化された土地に中層や低層の建築物が立ち並び、路地が入り組んでいる等、建築物の複合化や高度化が十分に図られていないエリアも存在しています。

《2. 施策の方向》

施策1 持続可能なまちづくり

将来にわたり、まちの利便性や賑わいを維持・充実するため、都市機能の誘導区域や誘導施設の設定等を通じて、地域特性に応じた新たなまちづくりを推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 「船橋市都市計画マスタープラン」に基づく土地利用の規制・誘導
- ◆ 「立地適正化計画」に基づく都市機能や施設の誘導
- ◆ 地区計画制度^(注3)等の活用

施策2 良好な市街地の整備

賑わいのある拠点や便利で住み良い住環境の創出のため、地域特性に応じた市街地整備を進めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ JR 南船橋駅南口市有地活用事業の推進
- ◆ 「ふなばしメディカルタウン構想」に基づく海老川上流地区のまちづくりの推進
- ◆ 二和東5丁目市有地活用事業の推進
- ◆ 船橋駅南口市街地再開発事業の推進
- ◆ 飯山満地区土地区画整理事業の推進

《1. 現状と課題》

- 本市は、昭和30年から50年代の人口急増期に学校建設を優先したことに伴い、道路整備が遅れた経緯があります。慢性的な渋滞の緩和や安全対策などの道路の環境整備は、市として継続的な課題となっていることから、市民ニーズも踏まえながら継続して取り組む必要があります。

【歩行者空間の整備】

- 本市の道路は、幅員の狭さや道路上の電柱により歩行者空間が不十分であることに加え、段差や急な勾配等が見られる歩道が存在しています。また、幹線道路の交通渋滞を回避する車両が生活道路を抜け道として利用している状況も見受けられます。
- 本市では、歩道の整備やバリアフリー化のほか、ゾーン30^(注1)の整備等により、市民が安全に安心して歩くことができる良好な歩行者空間の整備を進めています。

【自転車利用環境の整備】

- 平成29(2017)年に施行された自転車活用推進法では、国や事業者と協力して自転車活用を推進することが求められています。
- 本市では、車道での自転車走行環境の整備を進めていますが、幅員が不足している道路や自転車走行空間が明確でない道路において、歩行者や自転車利用者の安全な通行が妨げられるケースが発生しています。
- 本市では、**自転車等駐車場(駐輪場)**の整備を進めるとともに、放置自転車の移送や街頭指導員による見回り・啓発を実施したことにより、**放置自転車**は減少傾向にあるものの、解消には至っていません。また、通勤・通学時の駐輪需要にも変化が予想されることから、駐輪場の利用状況に合わせた利用方法や整備等を検討する必要があります。

【道路ネットワークの構築】

- 本市は、都心部と県都千葉市方面を結ぶ交通動脈上に位置し、広域的な道路ネットワークの要所となっていることから、国及び県と連携しながら道路整備を行い、幹線道路(国・県道)と市道のアクセスを円滑にする必要があります。
- 本市では、令和2(2020)年度時点で53路線(約129km)の都市計画道路を都市計画決定し、事業決定をしている6路線の整備を進めており、令和2(2020)年度時点の整備率は45.1%となっています。また、右折レーンの設置等交差点改良を進めています。

【地域公共交通の活性化】

- 本市は、9路線35駅を有する鉄道網やバス路線が充実していますが、鉄道駅やバス停留所といった公共交通機関の発着場所から一定以上の距離がある公共交通不便地域が存在しています。本市では、公共交通不便地域で**地域にお住まいの方が快適に移動できるよう路線バスを運行する事業者を支援しています。また、高齢者が自家用車に頼らず気軽に外出できるよう、自動車教習所や老人福祉センターの送迎バスを活用した移動支援を行っています。**
- 人口増加に伴い市内鉄道利用者は増加傾向にありますが、バス利用者は横ばいで推移しているほか、交通渋滞により定時運行が確保できないバス路線も存在しています。本市では、バスをはじめとした公共交通利用を促進するため、バス待ち環境の改善を行うほか、次世代技術を活用し、誰もが公共交通を使いやすくなる仕組みの構築を検討しています。

《2. 施策の方向》

施策1 歩行者空間の整備

歩行者が道路を安全・安心に通行できるよう、生活道路の安全対策を行うほか、無電柱化を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 歩道やコミュニティ道路^(注2)の整備
- ◆ 無電柱化の推進

施策2 自転車利用環境の整備

自転車の利用を促進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車利用環境を整備します。

放置自転車を減少させるため、駐輪場の利用状況に合わせた利用方法や整備等の検討、放置自転車の計画的な移送及び街頭指導員による見回りを実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 自転車走行環境の整備
- ◆ 駐輪場の整備等
- ◆ 放置自転車対策の強化

施策3 道路ネットワークの構築

交通渋滞を緩和し、円滑な道路ネットワークを構築するため、計画的な都市計画道路の整備や交差点改良等を推進するほか、国及び県に道路整備の要望を行い市道との連携を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 都市計画道路の整備
- ◆ 交差点の改良
- ◆ 交通ビッグデータ^(注3)を活用した分析・検討・実施

施策4 地域公共交通の活性化

高齢者をはじめ市民が市内を快適に移動できるよう、公共交通不便地域に対する支援を行うほか、公共交通機関の利用を促進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 公共交通不便地域における路線バス運行事業者の支援
- ◆ 路線バス等の利用促進

《1. 現状と課題》

- 下水道や浄化槽等の汚水処理施設は、生活環境の改善、河川等の公共用水域^(注1)の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。本市では、下水道の整備を市街化区域において優先的に進めるとともに、下水道が利用できない区域では**合併処理**浄化槽による汚水処理を実施し、汚水処理人口普及率は令和2(2020)年度末で97.1%まで上昇しています。

【下水道の整備と管理】

- 本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、直近20年間で約3,000haを整備した結果、下水道普及率は令和2(2020)年度末時点で90.0%と高い水準です。また、下水道整備の効果として河川の水質は大幅に改善されました。
- 下水道施設の老朽化は、道路陥没や下水処理機能停止等の事態を招く恐れがあります。令和2(2020)年度末において整備済の管路約1,500kmのうち約350kmが、整備後30年を経過し、今後20年以内に標準耐用年数を経過することから、計画的な点検・調査及び改築に着手しています。
- 下水道事業は平成30(2018)年度から公営企業会計へ移行し、経営や資産等の状況の把握が可能となりました。また、令和2(2020)年度に中長期的な経営計画である「下水道事業経営戦略」を策定し、この中で10年間の「投資・財政計画」を定めました。

【し尿処理体制の充実】

- 単独処理浄化槽は、トイレ以外の生活雑排水の処理ができず、合併処理浄化槽に比べて有機汚濁の排出量が8倍にもなることから、市内河川や下流の海域の水質への影響が懸念されます。本市では、単独処理浄化槽の基数が、平成27(2015)年度の20,733基から令和2(2020)年度の11,081基へと減少傾向にあるものの、更に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。
- 浄化槽は設置後年数が経過しているものが多く、老朽化に伴い発生した不具合が修繕されることのないまま使われ続けるケースもあり、浄化槽の不適正管理が水質悪化を招く恐れがあります。
- 公共下水道の整備に伴い、し尿・浄化槽汚泥の搬入量が減少しており、その処理施設である西浦処理場は、処理下限値を下回ることが今後予想されることから、搬入量に合わせた再整備が必要です。

《2. 施策の方向》

施策1 下水道の整備と管理

生活環境の改善や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域の下水道整備を優先的に進め概成を目指すとともに、市街化調整区域の下水道整備について検討を行います。

下水道事業を持続可能かつ安定的な運営とするため、計画的な点検・調査及び改築を行うほか、経営状況や社会情勢の変化等を踏まえた計画的・効率的な経営を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 公共下水道の整備
- ◆ 下水道施設の計画的な老朽化対策の推進
- ◆ 下水道事業の投資・財政計画に基づく経営の実行及び計画の推進・改善

施策2 し尿処理体制の充実

生活排水を浄化槽で適切に処理し、公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の適正管理を啓発するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進します。

西浦処理場については、し尿・浄化槽汚泥の搬入量に合わせた処理施設にするとともに、濃縮した汚泥を再生可能エネルギーの原料として供給できる施設として再整備を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 高度処理型合併処理浄化槽^(注2)の普及促進
- ◆ バイオマス^(注3)の利活用を行う前処理施設への西浦処理場再整備

《1. 現状と課題》

- 水や緑は、人々に安らぎや潤いを与え、様々な生物を育むなど、都市にとってかけがえのないものです。本市では、この環境を大切にするため、本市の貴重な財産である海や川や緑といった自然を活かしながら、水辺空間の保全・回復・創出を図るとともに、緑豊かなまちづくりを進めているほか、生物多様性の保全と持続的な利用を進めています。

【水環境の保全】

- 本市では、水環境の保全および再生を目的とした多自然川づくりに取り組んでおり、水辺の植生が自然に回復する環境や生物の多様な生息・生育環境の形成を図るとともに、親水性にも配慮した整備を進めています。依然としてコンクリート等で整備されたままの河川も多い状況です。
- 都市化の進展等による雨水の地下浸透量の減少は、湧水量や平常時河川流量の減少に繋がっており、水環境への影響が懸念されています。

【緑の保全と公園緑地の整備】

- 本市には、河川の源流域となる斜面緑地のほか、ふなばしアンデルセン公園や千葉県立船橋県民の森など、特徴ある緑の自然環境が見られます。
- 本市では、**都市緑地の開設**、指定樹林の指定や市民と協働した緑の創出等を行っていますが、都市化の進展等により、本市の300㎡以上のまとまった樹林地は、平成16(2004)年から平成25(2013)年の9年間で6%減少しています。
- 本市では、都市公園面積について市民一人当たり5.0㎡を目指し、公園の整備・拡張を進めています。令和2(2020)年度末時点で3.37㎡であり、令和元(2019)年度末時点の**全国**の10.70㎡や千葉県の7.05㎡に比べ少ない状況であることから、更なる整備が必要です。

【生物多様性の保全・利用】

- 市内の動植物について、平成11～13(1999～2001)年度と平成25・26(2013・2014)年度に実施した自然環境調査の結果を比較すると、同一地域において、確認できなくなった動植物があり、都市化に起因する自然環境への影響が顕在化しています。
- 本市では、地域特性を十分に踏まえて、今後の生物多様性^(注1)の保全のあり方や持続可能な利用を進めていくため、「生物多様性ふなばし戦略」を策定し、樹林や草地、水田・湿地、河川、干潟・浅海域など様々な自然環境の保全のほか、市民や事業者と協働した取り組みや、ふなばし三番瀬環境学習館において市内全小学校を対象とした環境学習等を実施しています。

《2. 施策の方向》

施策1	水環境の保全
-----	--------

市民の憩いや交流の場の創出のほか、生物の生息・生育環境や多様な水辺の景観を形成するとともに、地下水のかん養や流域内の保水機能を確保するため、多自然川づくりや調整池^(注2)等を活用した水辺空間の整備を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 多自然川づくりの推進
- ◆ 調整池等を活用した水辺空間の整備
- ◆ 海老川調節池^(注3)の多目的利用の促進

施策2	緑の保全と公園緑地の整備
-----	--------------

本市の特性を踏まえた景観や水と緑のネットワークを形成・維持するとともに、市民が豊かな緑を感じられるよう、樹林地等の緑を保全・活用するほか、公園緑地の整備を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 樹林地等の緑の保全・活用
- ◆ 公園緑地の整備、施設の改修

施策3	生物多様性の保全・利用
-----	-------------

生物多様性の保全のため、市内の動植物の生息状況を把握し、自然環境の保全の施策に繋がります。

本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用^(注4)に係る意識を醸成するため、市民・事業者に対して環境に関する情報発信を行うほか、環境保全活動や環境学習等のイベントを実施します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する普及啓発・人材育成
- ◆ ふなばし三番瀬環境学習館の活用等による環境学習の促進と三番瀬の保全

《1. 現状と課題》

- 本市では、プラスチックごみの飛散・海洋流出や食品廃棄物の増加のほか、地球温暖化等の環境問題を踏まえ、資源を無駄なく循環させ、未来へ繋ぐ持続可能な社会づくりを推進しています。

【ごみの適正処理】

- 本市では、ごみ分別や資源化の推進のほか、家庭系可燃ごみの収集回数の見直し等を行い、市民一人当たりの家庭系ごみの排出量は、平成 27(2015)年度の 567g/日から令和2(2020)年度の 551g/日へと減少傾向にあります。一方で、事業系ごみは近年横ばいで推移していることから、減少に向けた更なる取り組みが必要です。
- 本市では、廃棄物の不法投棄対策として、年間を通して監視パトロールを実施していますが、不法投棄の根絶には至っていないため、更なる取り組みが必要です。

【地球温暖化対策の推進】

- 本市における温室効果ガス排出量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。令和2(2020)年度に策定した「船橋市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガス排出量について、意欲的な長期目標として 2050 年ゼロ・カーボン^(注1)を掲げており、温室効果ガスを削減するための取り組みを市民・事業者と連携して進めています。また、気候変動による影響を回避・軽減するため、熱中症対策など市民・事業者と情報共有していく必要があります。
- 市域から排出される温室効果ガスについては、平成2(1990)年度から平成 30(2018)年度にかけて、部門別に見ると産業部門が約 55%削減されている一方、運輸部門では横ばい、家庭部門では家電製品の大型化、保有台数の増加、世帯数の増加などにより約 54%増加しています。
- 本市では、南北清掃工場におけるごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用した高効率発電や、下水処理場における消化ガス発電など、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を行っており、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減が進んでいます。

【生活環境の保全】

- 本市では、まちの環境美化のため市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行ってきたことにより、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に基づく勧告件数や、駅周辺の散乱ごみ量は減少傾向にあります。しかし、JR 船橋駅・JR 西船橋駅・JR 津田沼駅北口周辺の重点区域では、未だに多くの散乱ごみや条例違反者が見受けられることから、令和3(2021)年度より違反者に対し直ちに過料を科すこととしました。
- 本市の大気環境については、公害を防止するために必要な規制措置を講じた結果、工場等から排出される VOC(揮発性有機化合物)^(注2)等の削減が進んだほか、低公害車の普及等により改善の傾向が見られます。しかしながら、光化学オキシダントが全国的に環境基準を超過する状態が続いており、原因物質である VOC の削減に向け事業者への指導を引き続き実施する必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1	ごみの適正処理
-----	---------

資源を無駄なく循環させる社会を構築するため、ごみの排出抑制と資源化を通じた更なる循環型社会を推進するとともに、廃プラスチック対策として啓発活動を行います。

不法投棄のないまちとするため、廃棄物の適正処理に向けた事業者等への指導を行うほか、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ ごみの排出抑制の促進
- ◆ 資源化の促進
- ◆ 廃プラスチックの飛散及び海洋流出の防止に向けた啓発活動
- ◆ 産業廃棄物の適正処理の促進と監視体制の強化

施策2	地球温暖化対策の推進
-----	------------

脱炭素社会を実現するため、温室効果ガスを削減する取り組みと、地球温暖化の影響に対応するための取り組みについて、市民・事業者と連携して推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市民・事業者への環境配慮行動の普及・啓発
- ◆ 省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギーの普及促進

施策3	生活環境の保全
-----	---------

まちの環境美化のため、市内一斉清掃や路上喫煙及びポイ捨て防止の周知・啓発を行います。

大気環境を改善し、快適性の向上を目指すため、工場等からの大気汚染の防止対策を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ パトロール等による路上喫煙及びポイ捨て防止対策の推進
- ◆ 大気汚染物質の排出事業者への排出抑制の指導